

実務対応報告公開草案第9号
「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い（案）」に対するコメント

平成15年3月3日

朝日監査法人 中島 祐二

当該報告があくまで“実務対応”報告であり、会計原則の実務的適用を趣旨としていることを前提として考えるという立場で以下のとおり意見を述べさせていただきます。

I. 基本的な問題点

当該報告案が金融商品会計基準の枠内で作成された結果として、デット・エクイティ・スワップ（以下、DES）により取得した種類株式については、債券と同様の性格を持つと考えられる種類株式及びそれ以外の種類株式で市場価格のある種類株式である場合を除き、減損処理を実施するまでクレジットリスクに応じた損失が表面化しなくなる。

一方、DESを実施せず、貸付債権として保有しつづけたなら、回収不能見積額に基づく貸倒引当金を計上することによりクレジットリスクの変化を適時反映することが可能である。DESを実施することにより、経済的には弁済順位が劣後したにもかかわらず、損失の遅延認識の可能性を残すことは、一種の“飛ばし類似行為”を容認する危険性がある。

また、特に評価モデルを利用する場合は、一定の評価額の算出は可能である。しかしながら、現状では当該評価に関し実務は必ずしも定着しておらず、当該評価モデルは、将来実務慣行が定着していく中で、より合理的な評価モデルへ変更される可能性もある。

そこでこれらの弊害を除くため、金融商品会計基準の考え方とは必ずしも整合はしないが、保守的な観点から、実務上種類株式について、減損処理を行わなかった場合に、監査委員会報告第71号「子会社株式等に対する投資損失引当金に係る監査上の取扱い」に準じて投資損失引当金が計上できることを明記していただきたい。

II. 個別コメント

1. 債券と同様の性格を持つと考えられる種類株式（Q1）について

債券と同様の性格を持つと考えられる種類株式の貸借対照表価額は、「債券の貸借対照表価額（金融商品会計基準 第三 二参照）と同様に取扱うことが適当である。」とされている。債券の場合であれば、償還不能見積額について、引当方式か直接減額方式により処理することになるが、引当方式により処理する場合は貸倒引当金を計上することとなるが、種類株式の場合、貸倒引当金という科目は不適切であると思われる。そこで実務上の取扱いとして、取得価額と貸借対照表価額との差額について、具体的に「投資損失引当金等」の科目をもって計上できることを、Q1 A末尾に以下のように明記することを提案する。

なお、債券と同様の性格を持つと考えられる種類株式の取得価額と、貸借対照表価額との差額について引当方式で処理する場合、「投資損失引当金」等適当な科目で表示することが考えられる。

2. 市場価格のない種類株式の減損処理（Q3）について

Q3のA（1）で評価モデルを利用する方法について、「割引キャッシュ・フロー法やオプション価格モデルなどを利用して算定された価額を実質価額とする。」との記載がある。当該評価モデルは、判定を行うにあたって、継続的に採用されるべきものと考えられるため、Q3のA（1）の第一段落を以下のように修正することを提案する。

・・・除き、割引キャッシュ・フロー法やオプション価格モデルなどを利用した評価モデルによる価額を実質価額とする。なお、評価モデルは、原則として、每期継続して採用するものとする。

3. 市場価格のある種類株式の減損処理について

市場価格のある種類株式の減損処理について、当報告では、記載されていない。これは、金融商品会計に従い、時価評価及び減損処理をするということで記載がされていないと理解しているが、実務対応の報告であるとの位置付けからすると、当該項目についても明記していただきたい。

以上